

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所
原子炉施設保安規定変更認可申請）【3】

2. 日 時：令和5年9月12日 15時00分～16時20分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、皆川管理官補佐、岡本上席安全審査官、
宮本上席安全審査官、義崎上席安全審査官、秋本主任安全審査官、
小林主任安全審査官、伊藤（拓）安全審査官、小野安全審査官、
宮崎安全審査専門職、伊藤（謙）原子力規制専門員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他4名

東海第二発電所 主任 他1名※

【以下傍聴者】

東北電力株式会社：

原子力本部 原子力部 課長 他2名※

東京電力ホールディングス株式会社：

原子力運営管理部 保安管理グループ チームリーダー 他3名※

中部電力株式会社：

原子力本部 原子力部 総括・品質保証グループ 課長 他1名※

北陸電力株式会社：

原子力部 原子力発電運営チーム 課長 他1名※

中国電力株式会社：

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー 他4名※

電源開発株式会社：

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 原子力運営グループ グループリーダー 他1名※

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、東海第二発電所原子炉施設保安規定変更
認可申請の内容について、令和5年9月5日付けの提出資料に基づき説

明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【新規制基準に係る保安規定変更認可申請の補正について<重大事故等対処設備の設置等に関わるもの>】

- 第31条の第2項と第3項で格納容器床ドレン流量計の指示が確認できない場合の措置の記載を分けている理由について、再度整理し説明すること。
- 第31条において、保安規定上の漏えい率監視の頻度と、原子炉起動時における格納容器床ドレン流量計の監視強化との関係を整理して説明すること。
- 66-7-1ペDESTAL排水系のLCOにおいて、床ドレンサンプの動作不能時は第31条のLCOも確認するとあるが、その場合、第31条における措置の内容を説明すること。

【指摘事項に対する回答整理表】

- 回答全般について、補足説明資料の提出がなされていない段階で、回答済みとするのは適切ではないため、記載を修正すること。また、No. 28の回答において、東二固有の運用に関する部分は下部規程に記載するとあるが、先行プラントの審査実績を踏まえ、その考え方及び整理の仕方について説明すること。
- No. 22の回答について、保安規定変更に係る基本方針（BWR）に記載の自主対策設備を活用したAOT延長の考え方に、PWRとBWRとで相違があるのであれば、その妥当性を説明すること。

(3) 日本原子力発電株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし